

平成27年4月23日

魚沼市議会議長 浅井 守雄 様

産業建設委員会  
委員長 本 田 篤

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 現地調査  
(2) 現地調査の総括  
(3) 地下水の保全に関する条例施行規則について  
(4) 地域住民生活等緊急支援のための交付金について  
(5) その他
  
- 2 調査の経過 4月23日に委員会を開催し、所管事務について調査を行った。  
現地調査として、株式会社三国東洋を訪問し、視察後総括を行った。  
地下水の保全に関する条例施行規則について及び地域住民生活等緊急支援のための交付金について、説明を受け質疑を行った。  
その他では木質バイオマス発電検討部会の報告書について及び債権管理について、説明を受け質疑を行った。

## 産業建設委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 現地調査（株式会社 三国東洋）
- (2) 現地調査の総括
- (3) 地下水の保全に関する条例施行規則について
- (4) 地域住民生活等緊急支援のための交付金について
- (5) その他

2 日 時 平成27年4月23日 午後1時

3 場 所 広神庁舎 301会議室

4 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏  
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大渕商工観光課長、星農林課長、桜井土木課長、星商工振興室長

7 書記 小幡議会事務局長、中川主任

### 8 経過

開 会 (12 : 59)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

#### (1) 現地調査（株式会社 三国東洋）

本田委員長 日程第1、現地調査についてを議題とします。これまで、水の郷工業団地をはじめ堀之内上原工業団地など企業誘致により進出していただいた企業について、随時企業訪問をしてまいりました。本日は、小出の南部工業団地の株式会社三国東洋さんを企業訪問します。南部工業団地造成時に進出され、平成25年には隣接地に第3工場を建築し、現在、魚沼市企業誘致条例の適用となっている優良企業です。詳細については、企業訪問の視察の中で調査等お願いします。なお、今回は時間の関係もあり1社ですが、今後も引き続き市内の企業訪問を行ってまいりたいと思います。それでは、これよりしばらくの間休憩します。

休 憩 (13 : 01)

休憩中に現地調査

再 開 (15 : 27)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

## (2) 現地調査の総括

本田委員長 日程第2、現地調査の総括を議題とします。皆さんから総括意見として、順次発言をお願いします。

富永委員 進出するきっかけを質問したところ、銀山湖での釣りがきっかけで魚沼市にいい印象が残って、新しい進出の場所として選択したとのことで地域全体での関わりが重要だと再認識できたのが一つ。あと行政に対する要望がないか質問したところ、意欲があって、この地に起業している皆さんがずっとここで継続できるような、現在の状況からすると税制のほうが少し優遇できないかなということでした。産業建設委員会とは違った分野になるんですけども、産業建設委員会としてもそういった意欲のある企業がずっとここで営業できるような背景作りを考える必要があるかな、と思いました。ただ、その解決策については今後だと思います。

佐藤(敏)委員 パートの出勤時間と保育の関係があると思いますけど、これは税金と違いますのできちんと話を聞いて解決の糸口があるんじゃないかということ担当のほうから対応してもらって、保育と連携を取ればすぐ解決できるような気がしますので、ぜひ取り組んでもらいたい。あと、感じたのは製造業が厳しい立場にあるということですので、富永委員と同じように何らかの施策をちょっとでも、三国東洋はたしかU-b i gの会員ですので、そこを通じてできるところをぜひ対応いただきたいと思います。

岡部委員 魚沼市としても工業団地が空いているので企業誘致してほしいというものもあるんですけど、その前にここから企業が撤退しないように、とどめておくということも考えなければいけない。企業が持つてる悩み等行政が機会ある毎に聞いてるとは思いますが、工場長に聞いたら、工業高校を出た人がいればありがたいと話していました。オートメーションがどうしてもできない部分を入社してから技術を教えていくんだけど、工業高校卒業してくれば採用してすぐにできるから、市の人材育成あるいは工業高校と連携してやれないか。現場を見てくると市としての政策が打てるということがよくわかってくるんじゃないかなと気がします。キャリア教育等していると聞いていますが、もう一歩二歩突っ込んだ形で行政からやってもらえればありがたいなと感じました。それから製品に虫が入っていたと話されたので私は無視できないと話しましたが、行政として一企業を応援するだけじゃなくて、工業団地として同じ悩みを持つてる企業があれば行政が何らかの手立てをしてあげるともっとここにいたくなる、企業としてもここにいる意義があると感じると思うので、きょう担当の商工観光課長によく聞いてもらって、市ができることがあればすぐに対応していただきたいと思います。せっかく進出した企業をここにとどめておく意味でも、私どもも機会ある毎に行って話を聞いて、市と連携しながら企業育成、雇用の増加に結びついていくようにしたらいいなと感じました。

佐藤(肇)委員 話が出た中で保育園、子どもを預かってくれるところで希望にあったところがなかなかないというお話があったわけですが、住んでる近くの保育園に預けて勤めに出るというのではなく、勤め先の近くに保育園があるというような形もつくっていきませんか。伊米ヶ崎保育園が工業団地の従業員の皆さんに対応するような方策をつくってやり、朝、子ども連れて出勤して来て帰りに連れて帰るといったことをできるんじゃないかなという気がしました。その辺いろんなところで検討もお願いしたいと思いました。

森山委員 大変勉強になりました。行政と違った委員会で、いろんな要望が出たということで、先ほど岡部委員から虫の問題、発生をゼロにするのは不可能ですので、工業団地には食品関係も入っていますので、できれば全体からあの辺に虫が寄らないような街灯、LED化を市は率先してする対策を考えておく必要があるかなと感じました。

本田委員長 委員長としましても今回の視察、本来であれば工業団地の全て視察に行きたいところでしたが、時間の都合もありまして1社のみとしました。結果として三国東洋さんの協力もあり、深い意見交換ができました。また機会がありましたら、こういった場があったらいいと思います。本件については、何かしら見えた課題等もあったかと思えます。これら今回の視察は委員会の活動の糧とさせていただきたいと思えます。本日は以上いたします。

### (3) 地下水の保全に関する条例施行規則について

本田委員長 日程第3 地下水の保全に関する条例施行規則についてを議題とします。本件については、第1回定例会で地下水の保全に関する条例を可決したところであります。条例施行は10月となっていますが施行に当たっての課題等について、規則制定後に委員会としての所管事務調査をすることとしておりました。ついては、本日資料として施行規則を準備願っていますので説明を求めます。

桜井土木課長 規則の説明の前に、3月20日の定例会最終日以降の動きについて説明します。条例審議の際にも意見をいただきました関係業者の皆様への条例周知の関係です。4月1日付けで条例と条例に付随する申請様式を添付しまして、市内6団体、隣接市9団体、これは南魚沼市、十日町市、小千谷市、長岡市になります。ほかに県の管工事業協同組合連合会、同じく県の融雪技術協会を含みまして計17団体に周知の文書を発送しています。加盟の業者の皆様方に周知をお願いしたいという主旨でございます。

(資料「魚沼市地下水の保全に関する条例施行規則」説明)

本田委員長 ただいまの説明の件について質疑を行います。先に規則に関して質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 規則の第3条に申請する要件がいろいろ規定されました。この中で(6)井戸の掘さく深度及びケーシングの口径を申請するようになってますが、これは条例ではこのことについては根拠がないと思うんですかいかがでしょうか。

桜井土木課長 たしかに根拠はございませんけれども、今までも様式の中に入っていましたので、私どもとすれば記載願いたいということで項目として加えさせていただいております。

佐藤(肇)委員 そういった資料を集めて今後の地下水の管理や保全ということで必要な資

料になってくるのかなとは思いますが、これは報告の段階でその資料を受けるのではだめなんですか。

桜井土木課長 当初から記載をいただければありがたいと思っています。佐藤委員のお話を聞いていますと、皆様方が書きたくないというところがあるのかもしれませんが、私どもとすれば今後の地下水保全の関係で申し上げれば、こういった部分についてもデータはやはり確保しておきたいということです。

佐藤(肇)委員 お願いということになれば必須ではないということになるんですが、申請書の中にそれをわかるように表記しなければならぬと思うんですが、どう考えていますか。

桜井土木課長 私どもとすれば必須で記入いただきたいという項目であります。

佐藤(肇)委員 そうすると、書かなければ申請はできないということになりますか。

桜井土木課長 この項目全て埋めていただかなければ、許可は出せないということになります。

佐藤(肇)委員 そうすると条例に根拠がないわけですので、それは市民からいろんな反発が出ると思うんですがいかがですか。

桜井土木課長 施行しておっしゃるような状態になるとすれば、規則の改正も含めて検討させていただきます。

佐藤(肇)委員 同じく3条の(8)で前にも1回このことについてはお伺いはしています。1日当たりの最高取水予定量を記載するのとありますが、業務用に限るとか、そうでなければ消雪の場合もこれが必要になってくるのかと普通の方は思います。最大ということになれば1日24時間雪が降っていれば24時間ということになるんですが、こういった数字はどのように求めればいいのかというのは非常にいろいろな考え方が出てくると思うんですがいかがでしょうか。

桜井土木課長 この部分については1月15日の第3回の地下水対策委員会でも意見をいただきまして、3ページの様式を見ていただくと1日当たりの最高取水予定量に(事業用の場合)ということで記載をしております。ですので、消雪用については計算式等々ありますので、特に記載は必要ないということで捉えていただきたいと思えます。

佐藤(肇)委員 申請書の様式等について、非常に書きづらいなと感じました。何でそう思ったのか、一点目は家庭用といいますか個人用と事業用が一緒の1枚の申請様式になっているということでもかなり項目数が多い。一般の家庭ではここまでいろんなことを書かないでいいわけですが、読んでいくと(事業用)と書いてある部分もありますし、そうでないところもあります。消雪面積にしても事業所用地だとかいろんなところがあります。それからもう一点は土地の所有だとか細かいことが、一般の家庭の場合では必要じゃない項目だなと思ってるところもあるんですが、これをなぜ一つにしたのかお聞きしたい。

桜井土木課長 先ほど説明の際に申し上げましたが、現在地下水の採取に関する条例が動いています。当然そこでも規則があり、様式が定められています。市内の業者の皆様方、湯之谷地域で井戸を掘る場合には当然今の条例に則して、様式を使って申請をしています。ですので、その様式をあまり大きく変えますと、その影響が大きく出る部分もありますので、基本的には現在動いている採取に関する条例の様式を一部修正をして今回の様式にしました。

佐藤(肇)委員 地下水の保全ということで規制ではなくて、どなたでも共同に使っていただ

きたいというようなこと、それから井戸の本数も深さも制限がない。そういった中で、この様式をそのまま少し文言変えただけでというのは非常に違和感があるのではないわけです。この様式の中で井戸の設置場所に土地の所有者と1項目ありますが、これは自分の土地ならば自分の名前を書けばいいんでしょうけども、他人の土地に設置する場合その土地の所有者の承諾を得なければならないことになります。そうすると土地の所有者の承諾を得る欄がこの様式に入っていれば、そこに名前書いて押印してもらえばいいんでしょうけど、別紙のそういう様式があるのかどうか。

桜井土木課長 任意でつくっていただくようなことで担当は考えています。

佐藤(肇)委員 この申請書に1行設ければすむことだと思います。下水道の申請でも今そうだと思うんですが、設置場所それから土地の所有者ということで1行あって、そこに所有者の承諾ということで認印もらって仕事されてるかと思えます。もう少し簡素にできないかなと思ってたんですが、そういったことで整理ができるんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。

桜井土木課長 検討させていただきます。

佐藤(肇)委員 様式の3の項目ですが、地下水の使用目的で消雪用、事業用、消雪用と事業用の3種類しかありません。これ以外のその他とかつくりませんか。飲用や雑用含めていろいろ考えられる部分かなと思うんですがいかがでしょうか。

桜井土木課長 意見を参考に検討したいと思います。

佐藤(肇)委員 次に4番目ですが個人の場合には簡易な計算方法もあるし、また建物面積や屋根の面積の消雪だとか、駐車場とかきちんと分けて計算する方法もあるということです。これは条例の中で決められています、住宅用地何平方メートルというような書き方の中で、建築面積があってその1.5倍とかという決め方ができることになってるんですが、それはどういうふうに行けばよろしいんでしょうか。

桜井土木課長 別紙で計算いただいております。添付書類の3番に建築面積及び対象面積を示す図面で確認させていただきながら、私どものほうは計算結果の確認をしたいと思っています。

佐藤(肇)委員 そうすると消雪の場合の住宅用地のこの面積のところには、建築面積が入ってくるということなんでしょうか。

桜井土木課長 添付書類の3番を見ながら、そこは担当のほうで話をさせていただきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 6番の井戸の構造で先ほども言いましたが、井戸の深度やケーシングを書きいただきたいという話でしたが、井戸の設置工事このくらい掘りたいということで計画してこれを出すわけなんです、実際に施工した後に変わるということが当然あると思います。50メートル掘る予定にしてたんだけど、60メートル掘っていただきたいという話も出てくると思います。また、逆に掘っていったら岩が出てきて、そこで予定まで掘れないでやめたというのも出てくると思います。構造が変わると条例の中で申請と違う井戸ということになってくるわけなんです、そうすると許可の取り消しといった文言が条例の条文の中にありました。やってみなければわからない部分、変更が出る可能性がある部分について、何か書いてこれで絶対変えちゃいけませんよということにならないと思うんですがいかがですか。

桜井土木課長 申請書については一度記載していただきますけど、そのような状況であればその都度相談していただければと思います。

佐藤(肇)委員 6番、7番関係するんですが、掘ってみて取水がわからなければワット数が出ないとか、いろんな問題が出てくるかと思えます。この1日当たりの取水量、事業用なんですが結局あとで変更も当然受け付けるという捉え方でよろしいんですか。条文では厳しい書き方をしてるんです。ただ相談だけでいいというわけにはいかないと思うんですが。

桜井土木課長 おっしゃられるような状況があるとすれば、消雪用については吐出口径が決まりますので口径の変更は厳しいと思うんですが、キロワット等については申し上げたように担当と相談しながら、私どもも必要の様式の変更があれば改正させていただきたいと思えます。

佐藤(肇)委員 許可申請の段階では予定深度という書き方にすれば、報告書の段階で資料的な部分は集められると思えますし、先ほど言いましたが規制する部分は口径でありますので、この面積だとかが図面等でしっかり確認できれば、私は申請に必要な部分は全部そろっていると判断できるんだろうと思うんですが、もうちょっと文言の表現があっていいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

桜井土木課長 実際の施工の部分は佐藤委員は専門家でありますので、私どもが理解、経験していない部分がいろいろおわかりになられるわけですが、教えていただきながら直せる部分は早目に直させていただきたいと思えます。

本田委員長 土木課長のお言葉もありましたので、直接個人の議員活動の枠の中で細かいところは対応願います。

佐藤(肇)委員 最後に一点だけ。5ページの完了届の8番動水位ですが、民間の井戸の場合自然水位の測定はすると思えます、また水温も調べられると思うんですが、動水位というのは揚水試験等しないとなかなか求められない数字だと思います。水中ポンプの設置位置だとかそういった書き方で、このストレナ位置だとか、ポンプを何メートルまで入れただとか、そういったのがデータとしてあったら市としても助かるんじゃないかなと思うんですが、動水位という書き方をすると揚水試験ということになるかと思うんですが、考え方をお聞かせください。

桜井土木課長 これも地下水の採取に関する条例に記載があるものですから、それを参考に載せさせていただいたということでもあります。佐藤委員おっしゃられたように、揚水試験はなかなか民間では厳しいというお話しであれば、そこもまた直す方向で検討させていただきたいと思えます。

本田委員長 規則以外の市報やチラシ、設置済みの方の届出書の件等で質疑はありますか。

佐藤(肇)委員 みなし許可を得るために届出をするわけですが、今回この市報、チラシが届出用の用紙になるということですが、以前のアンケート調査をしたか、しないか、または書いたのをはっきり覚えていないとか、出したつもりだったけど実は出してなかったとか、本人は出したつもりでいても市で把握してないこともあるかもしれませんが、そういった確認等とる方法はありますか。

桜井土木課長 実際にはこの届出を出していただいて、佐藤委員おっしゃるような事例もあるでしょうし、アンケートに答えているんだけど届出されない方もいると思えます。そういったところはアンケートのデータと突合してみても、それ相応に連絡するということ

をしなければならないと思っています。

佐藤(肇)委員 期限が9月30日までで、余裕がある中で集めるわけですが、これが市報と一緒に配布されればかなりお問い合わせということになってくると思います。個人がこのアンケートに何書いてあったかと聞かれた時にお答えはできるのでしょうか。

桜井土木課長 本人にアンケートでいただいたデータをお教えする事は可能だと思いますけれども、当然本人確認させていただかないと開示はできないことになろうかと思っています。

佐藤(肇)委員 アンケートから2、3年しか経ってない中で、保守だとか企業で言えば会社名が変わったとか、持ち主が変わったとか古いの引き継いだとか、前にアンケートは出してたんだけど今度違う名前でも届出を出せば、住所はここだけど名前が違うケースも出てくると思います。市内8,000本だか1万本もの井戸を突き合わせ精査するというのは容易じゃない作業だと思うんですが、アンケートを簡単に確認できる方法があればいいんですがその辺どうですか。

桜井土木課長 やってないものですからそこまで想定はしておりませんが、実際はおっしゃられるとおり時間はかかると思います。その時間をかけてもデータを整理しておく必要がありますので、本来業務と並行しながらにはなりますので時間かけながらきちんとした台帳をつくっていきたいと考えております。

本田委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 本件については、本日は以上としたいと思います。

#### (4) 地域住民生活等緊急支援のための交付金について

本田委員長 日程第4、地域住民生活等緊急支援のための交付金についてを議題とします。本件について、執行部に資料の準備を願っていますので、説明及び報告を求めます。

大湊商工観光課長 商工観光課で担当しています事業は4つメニューがあります。地方創生先行型と消費喚起型に分かれます。まだ事業がスタートしたばかりということで、現在の進捗状況と今後のスケジュール等お話しできる部分について説明させていただきます。4つのメニューについては担当の室長より説明させます。

星商工振興室長 (資料「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業【商工観光課分】」説明) ほかの事業も含めまして、日々内容を検討しながら流動的に動いているような状態ですので、予算についても、事業内容についても変更となる場合があります。

本田委員長 ただいまの説明の件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 資料に観光事業者、交通事業者、学識等からなる検討委員会を立ち上げて、とありますが人数とか、一般でも観光に対するアイデアを持ってる人がいるんですけど、そういうのはどういうふうにするんですか。人数とか決まれば教えてください。

大湊商工観光課長 先ほども申し上げましたけれども、3月の定例会最終日にとりあえず事業名とフレームだけを提案させていただいたところでございまして、今急ピッチで具体的な詰めをしているところですので、まだ未定でございまして。

岡部委員 佐渡ではプレミアム宿泊券ということで、4月21日から全国のコンビニで1万枚発売してるわけです。ほかはけっこう先発でどんどん進んでるところがあるんです。この6月とか7月まで魚沼市は遅れてしまっている原因は何ですか。



大湊商工観光課長 魚沼市は沢山のメニューを導入しながら、なおかつメニューの中に事業がぶら下がってるわけでありましてけれども、その本数も非常に多くなっております。一つ一つの事業を一点集中型とか本数が少なければ早目に取り組めばいいわけですが、非常にいろんな分野、切り口から事業設定をしたものですから、そこに職員から検討するのに時間がかかっている、手分けをしながらやっておりますけれども、それが原因じゃなからうかと思えます。

岡部委員 商品券の利用可能期間というのが27年12月31日までなんですけど、27年度ということになると28年3月まで利用ができると思うんですけど、ここは決まってるんですか。

大湊商工観光課長 以前にプレミアム商品券を実施したことがあるわけですが、そういった実績に基づいて有効期間を延ばしても効果が薄いということで、できるだけ前倒し、短期間に消費の拡大を図りたいということからこのような設定をしたわけです。

岡部委員 これは、もう決定ということで考えていいか。

大湊商工観光課長 あす、商工会と最終的な詰めがありますので、今ここで決定とは申し上げられませんのでご理解をお願いします。

富永委員 交通の関係ですが、産学連携で二次交通をどうするかを研究するという事だと思っておりますけれども、具体的に学であるところをどういった学校を現在のところは想定しているのか。また、観光協会だったり、民間の旅行会社だったり、そういったところとの連携の仕方はどういうふうに考えていますか。

星商工振興室長 先ほど課長より説明がありましたけれども、この辺につきましてはまだ細かいところまで具体的検討に入っておりませんので、ご意見を踏まえまして今後検討していきたいと思えます。

富永委員 創業支援事業ですが、単に創業といっても多種多様な分野があると思うんですが、現在想定されるような事業というのはありますか。

星商工振興室長 職種に限定してということではなく支援していきたいと、相談に乗るということやっていきたいと思えます。

富永委員 具体的にはないわけですね。

星商工振興室長 製造業に限定するのではなくて、サービス業等についても対象にしていきたいと思っております。

佐藤(敏)委員 地方創生先行型でホームページ50社くらいを立ち上げ支援するという事ですが、せっかく特産があるんだったら1社ずつのホームページもいいんですけど、魚沼市としてこれを推奨しますということで1発でぱっと見れるようなのも必要だと思うんです。そういった考え方をこの中で持っていられないでしょうか。

星商工振興室長 このホームページの立ち上げ等についても詳しいスキームは今後専門家等と協議しながら進めていくことになろうかと思えますけれども、そういったような形での実施ができれば一番いいのかなというふうには考えてはいます。

森山委員 今までの質疑の中で細かい部分はこれから詰めるというような話が結構ありましたが、このメニューは大まかに2つに分かれ、さらにその中で分かれてはいますが、こういった枠の中の予算額というのはかなり固定されているのか。例えば創業支援事業は330万円ありますが、ここであまりなかったのではほかに流動的に使えるというようなものなのか。この枠からは動かせないというような交付金なのか。

大湊商工観光課長　　まだ流動的な部分がございます、予算の動きがこれからあるかと思  
います。実際にこの後申請等始めますと、国の方からいろいろと注文がついてきたりもい  
たしますので、そういったことも考え合わせながら予算配分をしていく必要があるかと思  
います。

森山委員　　そうしますとこれは流動的な部分があるという捉え方でよろしいですか。

大湊商工観光課長　　そういうことです。

佐藤(肇)委員　　プレミアム商品券についてお聞かせください。委託といいますか実施主体が  
商工会連絡協議会ということになります。ここに加盟店の募集を5月から1カ月くらいか  
けて実施をするということですが目標が350から360店と。小出の数がこれくらいなのかな  
と思ったのですが、今商工会に加入している6商工会に加盟している事業所の数全部で  
900くらいになるんじゃないかなと思うんです。物販以外にもサービス業だとか、いろん  
な業種があるかと思うんですが、そういった方にも広く参加を求める、今までの実績から  
350、360という数字が出てきてるのか、その辺はいかがでしょうか。

大湊商工観光課長　　今までの実績から事業内容として、まだ流動的ではありますが初期の  
設定ではこういう形でスタートさせていただきたいということです。

佐藤(肇)委員　　市内の商工会に加盟されてない業者も加盟できるということですよ。

大湊商工観光課長　　そのとおりでございます。商工会に加盟していなくても参加できます。

佐藤(肇)委員　　広く参加を求めるといっていますが、今回商工会に依頼をするような形にな  
りますと、商工会の連絡網を使えば商工会内だけであればかなりこと細かに周知徹底が図  
れたり、またそういったサービスも提供していけると思うんですが、加盟されていない方  
がそういった意向を持っていても連絡がこなかったとか、いろんな話もあるんじゃないか  
と思いますが、市のほうでサポートするような考え方は持ってますか。

星商工振興室長　　市報への掲載で周知を図ったり、ホームページにも載せていきたいと思  
っています。

佐藤(肇)委員　　2万5,000組つくられると、要は1,000円の12枚綴りを2万5,000組つくって  
買っていただくと、それが1万2,000円分のものを1万円で販売するということですが、  
1世帯当たりいくらまで買えるかとか、買うためには引換券が必要なのか、1人の方が大  
量に買ってという問題もかつてあったんだろうと思うんですが、見込みの中でいくらまで  
売るだとか、そういった案が既にできてるんじゃないかなと思うんですが、いかがでし  
ょうか。

大湊商工観光課長　　きのうの内部での調整会議等で随時してきておりますけど、あすまた商  
工会との打ち合わせがありますので議題として出して検討、詰めていきたいと思っていま  
す。

佐藤(敏)委員　　大工さんがけっこう商工会に加入しています。リフォームの助成金がなくな  
ったんだけど、大工さんの事業もこの券で使えるように加入すればなるんですか。

大湊商工観光課長　　募集対象については商工業者ということですので、特に限定をするとい  
うことではありませんけれども、意見いただいておりますのでリフォーム補助に変わるよ  
うな補助金をプレミアム商品券とからめて何かできないかというような問い合わせ等も  
来ております。リフォーム補助の担当課は土木課ですが全体的な取りまとめは企画政策課  
でしておりますので、そちらの方とどういった形が可能なのか打ち合わせをさせてくれと

話をしておりますので、みんな今後で申し訳ありませんが、この後の協議になろうかと思  
います。

本田委員長 本件については、引き続き調査をしていくこととし本日は以上としたいと思います。

## (5) その他

本田委員長 日程第5、その他を議題とします。農林課から木質バイオマス発電検討部会報  
告書（抜粋）について資料が提出されていますので説明を求めます。

星農林課長 (資料「木質バイオマス発電検討部会報告書（抜粋）」説明)

「なお、具体化にあたっては、これまでの森林整備加速化・林業再生協議会南魚沼分会  
による検討から魚沼市が中心となって新たな組織体制を構築し、木材供給に関する環境整  
備を推進する行政側と連携しながら検討を進めるものとする」と検討部会としての一応の  
結論が出ましたので今後はより事業実施に向けた検討を、魚沼市が事務局となって進めて  
くださいということです。今現在私どもは実施に向けた検討ができる体制を旧部会の森林  
組合、自治体の皆さん、民間の認定事業体等に説明にあがり、5月の連休明けにまず1回  
目の会議を開くべく準備を進めているところです。ことし1年かけて最終的にいけるか  
ということを含めていきたいということで報告させていただきます。

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

佐藤(敏)委員 資料10ページのC・D材は2万5,000になっていますが、魚沼市、南魚沼市  
と各町村計が1万6,850で、魚沼ウッドパワーが8,150なんですけども、この魚沼ウッドパ  
ワーの分はどこから出てくるんですか。

星農林課長 今現在、例えば国の補助金を受けて森林組合が伐採する場合には利用間伐とい  
う事業があります。今主伐、全伐やろうとすると補助金が全く出ません。当然森林組合の  
皆さん方が、高性能林業機械をフル装備しているわけでもありませんし、人材的にも十分  
いるわけではありません。そういう中でウッドパワー、ほかの例を見てもそうなんです、  
集材会社も兼ねた一つの会社をつくる時には当然臨機応変に全地域をカバーできる  
ような集材部隊が必要だと。そこで切る部分というのを相当カウントしないとこの事業は  
成り立たないということでもあります。

佐藤(敏)委員 今、新庁舎をつくろうと検討しているところですが、この庁舎のエネル  
ギーとして燃料に使うようなことも検討課題としてすべきではないですか。意見です。

富永委員 2年間の検討が終わって前向きな進展的な方向性が決まって、これから実施  
に向けた検討をするということですけども、検討する組織構成だとか、運営方法だ  
とか、どんなふうに進めていこうという計画が現在のところありますでしょうか。

星農林課長 検討委員会というのはこれからで、名前もまだはっきり決まっています。実  
施するにあたり皆さんから注目を浴びるような名前にするのか、検討協議会というような  
形にするのかまだ決めてないんですが、少なくとも推進するという点については6森林  
組合の組合長さん方の合意書をいただいております。それはただこの推進をするに当た  
っての合意という形で最終的に各森林組合さんからどれぐらいの負担が伴うかというのを  
ことし1年間検討の中で出てきます。その中で実施ができるのかということを経営的に検

討するのがこの1年間になりますので、運営も含めて当然採算性がなければできない事業ですので、一定の資料というのは今の検討部会の中でもそろえてありますけども、本当の具体的な数字を1年間かけて出していくということでございます。

岡部委員　ガス化エンジンのメーカー、関川村でもメーカー頼んでやったはいいいけど期待できるような発電ができなかったということでいろんなトラブルがあるんですが、そこも視野に入れてきちっとしたメンテナンスもできるようなメーカー、ガスエンジンというふうな形でやると思うんですけど、その辺の見通しとかきちんとして議論する中に入っていますか。

星農林課長　1番大事なところですので当然入っていますし、実際山形のガスエンジンはヨーロッパの製品で8年間動いてるわけなんで、関川村のものとは全く別の会社のものでもありますし、それも含めて、もしそれよりいいものがあるようであれば当然検討していきます。

本田委員長　本件については、引き続き調査をしていくこととし、本日は以上としたいと思います。続いて商工観光課から債権管理フロー図の資料が提出されていますので、説明を求めます。

大渕商工観光課長　6月定例会で債権放棄を1件議案提出させていただきたいと考えています。内容はリース工場の使用料です。滞納があり、それを不納欠損処理をするために議会の私債権放棄の議決が必要だということで、あらかじめご承知置きください。(資料「債権管理フロー図」説明)

本田委員長　6月定例会に議案として提出されるということですので、きょうは資料ということでの報告でした。ほかにありませんか。(なし) 会議録については委員長に一任願います。以上で本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　　会 (16 : 58)